

「経済安全保障法制に関する有識者会議」
サプライチェーン強靱化に関する検討会合（第3回）
議事要旨

1. 日時

令和6年11月29日（金）16時00分から17時15分までの間

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

（委員）

青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会 経済安全保障委員会 委員長
小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本 洋一郎	東京大学 名誉教授
三村 優美子	青山学院大学 名誉教授
渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

（政府側）

泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
佐々木 啓介	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
三宅 保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要物資担当）

4. 議事概要

（1）事務局説明

事務局から、資料1（サプライチェーン強靱化の取組のフォローアップと今後の見直しの方向性）、資料2（既指定物資の取組拡充（取組方針の改定））、資料3－1（経済安全保障推進法に基づき国自ら講ずる措置）及び資料3－2（特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の一部変更案）の内容について説明があった。

（2）自由討議

<委員のコメント>

- 短時間での細部までの検討に感謝申し上げる。資料1について、特定国が重点的に獲得に動いている技術は工作機械、産業用ロボット、半導体製造、先端電子部品の4つのカテゴリーと思われる。これらに関しては、サプライチェーンの確保とともに、より一層の秘密漏えい防止策を講じることを願います。EV関係の技術は既に特定国が先行しており、クラウドプログラムに関しても特定国が先行していると認識している。このように特定国が先行している技術分野については、その実態を調査の上、いかにしてサプライチェーンを確保するかを検討をお願いします。資料2について、蛍石は1. 超低屈折率、2. 超小分散、3. 可視光外部で高透過性という資質があり、光学材料としてもよく用いられている。人工的な蛍石も増えているものの、まだ天然の蛍石も使用されていると理解しており、例えば、古いレンズや望遠鏡、レンズの製造工程から使用済み原料を採集することも視野に入れて検討してはどうか。資料3について、不可欠性や他国による影響については状況が日々変化しているため、GOCOスキームの実施に関しては、必要に応じて、過去の決定の見直しや新規採用時には最新情報に基づき判断を行うなど、可能な限り無駄のない施策とすることを期待する。特定重要物資に関する制度全般に関して、産業界の認識不足があるようであれば、経団連などを介して、産業界向け説明会の開催についても検討をお願いします。
- すばらしい資料の準備に感謝申し上げます。資料1と資料2については特に意見はない。取組状況を不断に見直すレビューを行い改善していくことは重要であり、それがなされていると思う。取組方針の改定についても、国際状況の変化や開発状況の進展に柔軟に対応して先取りしていくことが必要であり、この取組は優れたやり方だと思う。資料3－2の第7章第1節の3段落について、国自らの措置を講ずる（1）必要性、（2）状況の困難性、（3）手段の相当性及び有効性が認められることを前提として詳細な条件等が記されているが、今後、予想していなかった仮想ケース以外のものが出てくると思う。（1）の必要性の部分と（2）の状況の困難性の部分は少し異なる位相について述べられている。（1）、（2）、（3）をすべて満たすことを条件に特別特定重要物資の指定を行うと読めてしまうが、必ずしもそういう状況にはならないため、（1）若しくは（2）及び（3）が満たされることをGOCO発動の要件とすべきではないか。なる

べく柔軟性を持たせ、機動性を持って動くということが明らかになるように、特に（１）若しくは（２）のどちらかを満たせばよいということは、明記されている方が良いのではないかと思う。

- サプライチェーン強靱化について、概ね順調に進んでいることを喜ばしく思う。皆様のご努力、ご尽力に感謝申し上げます。また、既指定物資の取組の拡充についても支持する。特に、重要鉱物は輸出管理の対象となる傾向があるため、国の取組を強化することは重要である。GOCO についても、国の措置を整備しておくことは経済的威圧に対する我が国のレジリエンスを上げるという点でも重要である。例えば、仮想ケース２のように特定国が輸出規制を取った場合にその影響を減ずるという意味で我が国がこういった仕組みを持つておくことは重要である。また、GOCO は基本的には抑制的に行うべきものだということはその通りだと思う。その上で、実際の手続きにはたくさんの作業が必要であり、時間もかなり要すると想定されるため、できる限り迅速かつ実効的に、本当に必要な場合には GOCO が実施されるという体制を整えてほしい。
- 各特定重要物資の基金について、基金を積んでそれで終わりということにならないよう、確実に民間に行き渡るような形になるように細かい配慮や指導をお願いしたい。資料３の GOCO の発動についてはいくつか課題があるだろう。行政庁のいわゆる裁量権といったものと関係してくる。仮想ケース３にあるような特別特定重要物資に関する技術流出のおそれの判断においては、かなり弾力的に、かつ、行政官庁が果断な形で執行できるような運用をお願いしたい。なぜかという、実際の現場においては民間サイドから、背景に何があってどこまでを証明したら認定され得るのかといった疑問が出てくるためである。基本指針改定案には総合的な判断という文言が書かれているが、その部分について行政官庁に期待するところが大きい。また、実際に案件を見ていると、例えば財務状況が極めてよくないとか、資本規模が小さいにもかかわらず極めて先端的な技術を持っている企業がターゲットにされている例が現時点でも進行中である。そういった意味において、お役所仕事ではなく、個別の案件についても相談に乗り、手当をしていく姿勢が重要であろう。これは制度ができた後の行政庁の裁量ということになると思うが、その点をお願いしたい。重要技術の流出に関連する判断についても、若干幅広く、また、弾力的に考えることが重要ではないかと思う。
- 資料に関しては特にコメントはない。経済安全保障に関する様々な講演やパネルディスカッションなどを行う中で、経済界の高い関心は感じるものの、なかなか民間資金が動いていかないというジレンマを感じている。国が制度を作って支援していただくだけではサステイナブルではない。そろそろ制度開始から３年が経つ中で、経済安全保障の第一人称は経済界であることを改めて経済界に周知し、機運を高めていく方法を考えて

いる。個々の取組に関してはやっていただいているが、全体の政府の方針に基づく政府広報的なところを経済界も一緒になってやればよいのではないか。せっかくの施策をどうやって経済界の自発的な資金の流れに繋げていくかについて、3年経ったところで一緒になって考えられるとよい。

- 資料1に関し、以前から中小企業にどのように浸透させていくのかを伺ってきた。現状において、中小企業への理解の促進がどの程度進んできているのか、どんな課題があるのかという点を伺いたい。資料3-1について、企業のモラルハザードと事務等の負担のバランスが取れるよう、これから先GOCOスキームを実行していくにあたって考えていただきたい。また、仮想ケース2や3において、例えば当該企業が本当に海外からのアプローチの実態を認識していない場合、或いは意図して行っているような場合に、どのように国として執行するのかについて、細かくプランしていく必要があるのではないか。企業側にこの制度を使いたいという意思があればよいが、企業自身が該当する事態に陥っていることに全く気が付いてない場合、或いは意図して海外への流出も辞さないというような姿勢を持っている場合に、いかにそれを止めていくのかという点について、今後どうしていくのかを考慮していただく必要がある。
- 一般論としてこうした分野において、中小企業やベンチャー企業といった企業が小さいとかキャパシティが少ないという理由で参画できず、レジリエンスの強化に対応できないということがあってはならない。各分野において中小企業が活動できるようにサポートをお願いしたい。こういう話はこれまでもしてきた。結果的におそらく供給確保計画の認定を受けた企業の中に中小企業が入ってきていると思うが、どういうところで、どのようにご苦労され、どのようにサポートされているのかという情報があれば、個別の情報でなくとも、それぞれの物資を所管する担当原課にうまくシェアしていただくことが大事である。ポテンシャルのある企業にリーチするためには、プッシュ型で、どういうところでどうやってお知らせをしたらよいのかという切り口が極めて重要である。大企業又は業界団体を通じてお知らせをしていく取組をお願いしてきたが引き続きお願いしたい。また、これまでにどの辺りでどういう成果が出てきたのかを教えてください。
- 資料1について、エビデンスに基づく政策立案においてはチェックの方に力が置かれがちであるが、今回のフォローアップと今後の見直しの方向性においては、どう取組の改善に繋げていくのかという点にフォーカスしていただいていると見て取れる。計画の進捗に影響を及ぼす要因分析なども踏まえられており、そうした意味で、現在の方向性をしっかり堅持していただければと思う。具体的に特に重要だと思った点は、案件の進捗把握を担当府省に丸投げするのではなく、担当府省とコミュニケーションを密に

とりながら、担当府省と事業者との協議をしっかりとフォローしつつ案件の進捗を不断に見直して取組の質を高めていく姿勢なのだろうと思う。また、これまでも特定重要物資に関する取組が特定重要物資を調達する企業にモラルハザードを生み出すことが懸念されてきた。実際に表面的にはこの取組がインフラなどの取組と併せて保護的に映ることもあり、そうした守られた思いを持つ企業も一定程度あると認識している。特定重要物資の取組は、特定重要物資を固定化させるものではなく、特定重要物資を代替するイノベーションを生み出す取組にも繋がることから、特定重要物資から特定という用語を外すことが最終的な目的であるべきである。そうした最終的な目的に向かって政策の質を高める上での政策評価であって欲しいと思う。資料3の国自ら講ずる措置について、その必要性は理解する。他方で、運用において特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として、どのくらいの期間指定するのかについては、一括した判断基準に基づいて機械的に判断することは難しいと思う。個別に丁寧に、しかし状況が発生すれば遅滞なく考える必要がある。そのためにも、緊急時が発生してから考えるのではなく、シナリオベースでどのような緊急時に、どのような状況において、どのような物資がその時々特別特定重要物資になり得るのかということを日頃から考え抜いているユニットのような体制が必要ではないか。GOCO スキームをしっかりと生かす意味でも、日頃からインテリジェンス活動及び緊急対策想定の備えを専門家人材としてしっかり確保する努力をしていただきたい。

- 資料1のフォローアップと今後の見直しの方針に基本的に賛同する。重要物資ごとに認定事業者の取組の進捗を整理するとともに、進捗に影響を及ぼす要因分析も挙げてください、その結果として、例として、研究開発段階と量産段階といったフェーズに即して支援措置のあり方を工夫改善するといった方向性が得られた。これは非常に重要な視点の1つである。今後、この検討がさらに進められていくことを期待している。なお、フォローアップについて、認定事業者の供給確保計画に関しては、当該分野におけるグローバルな市場や顧客をめぐる事業環境の急速な変化が、計画の初期の目的の達成に対して非常に短期間のうちに影響を与え、その達成が困難になるということが実際に起こり得る。これまでも物資所管省庁は認定事業者との関係できめ細かくフォローしておられるが、今後も引き続き、計画の進捗や支援措置のあり方に関して認定事業者や潜在的な可能性を持つ事業者とのコミュニケーションを密に取っていただくことをお願いしたい。資料2の既指定物質の取組の拡充について賛同する。資料3のGOCOの措置を中心として国自ら措置を講ずるというフェーズは、ある意味では経済安全保障の事業活動にどのように国が関わるかということにおける究極のフェーズであると考えている。それだけに慎重に検討を進めていただくと同時に、経済界、産業界の意識をさらに広く深めるような形で広く信任を求めていくような観点からも、経済安全保障に関する具体的な制度の進捗状況や国による措置がどのような意義を持って、究

極のものとして存在し得るのかということについて、色々な機会を設けて広く発信を深めていただくようよろしくお願いいたします。

- 資料1の見直しの方向性について特段異議はない。国としてのリスク管理、各民間企業の全体のリスク管理をきちっとやらなければならない。その際にも官民の対話が十分に取られることが非常に重要である。資料2の既指定物資の取組の拡充についても特に異存はない。特に、重要鉱物の輸出管理の対象が広がっていることに日々問題意識を持っている。重要鉱物については賦存状況があるため短期間で多様化することは難しいが、だからこそ腰を据えて取り組む必要がある。GOCOについて、その趣旨から抑制的に運用しなければならないことは当然であるが、いざそういう局面が来た時には果敢に国としてやらなければいけない。その判断をスムーズにできるかどうかのポイントであろう。GOCOが一度発動されれば、民から官に主役が変わるが、それを円滑に行う上でも官民の対話が非常に重要である。緊急時にいきなり対話といっても難しいので日頃から官民双方が意識合わせをしておくことが重要である。経済安全保障においては、経済の主役たる民間と安全保障を担う国との間の対話が非常に重要であることを資料を見て再認識させられる。
- 全体的によくまとめていただいている。この制度をどのように運用していくかを考えると、実は我々が持っている技術の動向とも深く関わっている。この制度で重要視している技術を十分代替するようなものが出てくるといった技術動向と組み合わせ、制度をどう運用していくかという視点を常に持ち続けることが重要である。バーチャルなシミュレーションと実態を合わせたいわゆるデジタルツインといった技術をもっと活用できるような組織体が現状と連携させて政策を決めていく体制を早く作らなければならない。そうしなければ、これだけ急速に経済状況や国際状況が変わる中で問題が発生するのではないか。そういう意味で、現在議論が行われているシンクタンクがどういう機能を持ってどのように運用するのも含めて議論していくことが重要である。今日議論のあった重要鉱物や永久磁石に関し、すぐに都市鉱山がすべてを賄えるわけではないが、日本はサーキュラーエコノミー（循環経済）に対して随分前から施策を打ってきているので議論の中にきちんと含めて、関連する研究者や企業をさらに支援していくことも必要ではないか。リデュース、リユース、リサイクルも考えながら、それぞれの重要鉱物が将来どのように運用されるのか、今運用できるのかということも検討が必要である。また、今日の国際的な状況の中で、どこの国ならばどのようにつき合えるのか、グローバルサウスの国とよい関係を作っていくのかということについても、かなりの外交力が必要なのではないか。さらに、経済のシミュレーションは極めて難しいと思うが、例えば工場を国有化するのがよいのかどうかについて、きちっとした分析と議論があって、ある種のエビデンスに基づいて政策をまわしていくという議論が必

要ではないか。いずれにしても現段階ではよくまとめている。

- 資料に基本的に賛成であり、資料１と２については特に申し上げることはない。資料３の国自ら講ずる措置について、仮想ケース１から３までのような状況を対象にすることに広く支持が得られると思う。その上で、あくまで海外の動向などを見た一般論ではあるが、国有施設の民間操業のスキームというのは民間の活力を引き出して公的な事業を運用させるためのものということができる。つまり、その設備の提供を政府が責任を持って行う一方で、企業が運営を担うことによって企業努力が生きるようにすれば、その産業の活性化を図ることに繋がる。結果として、補助金の交付や援助とは違った効果も期待できるのではないか。国の介入強度が非常に高い措置であることは事実であり抑制的な発動が必要ということは当然の前提ではあるが、民間の力を生かす方法として上手く運用していけば、経済安全保障の観点から将来的に柔軟に活用することも考え得るのではないか。
- 資料２、資料３の取組方針の改定、国自ら講ずる措置について、基本的に異論はない。経済安全保障政策全般に言えることであるが、いずれも官民協力、対話という基盤がないと機能しないということが前提である。資料１のフォローアップについて、これは非常に重要であり、今回は変更１件、取消１件についても大きな問題はないと評価できるが、技術保全も企業への要請項目に入ったので今後はこの点もフォローアップ項目の中に入れる必要がある。資料３のGOCOについて、当然スキームの発動はかなり慎重に検討する必要がある。特に仮想ケース３の絵を見ると、いわゆる企業の中の一部の事業が立ち行かなくなっていてそれをどう処理するかという事例であって、例えば官民ファンドがそこをカーブアウト、出資して再生させるということは実際にほぼ同じようなスキームで行われている。そのような意味において、このGOCOのスキームが本当に他の選択肢に比べて必須なのかという検討は当然必要であろう。また、施設だけが技術を支えているわけではない。施設・設備がすべて技術を化体しているということではなければ、技術と設備は別のものである。技術の流出を手当するために設備の手当を行うということなので、おそらく契約を考えるとかなり総合的なものになるのだろうと思う。
- 議題１について基本的に賛成である。特に資料１で示されたいくつかの改善の提案が大変重要である。複数年にわたる取組の支援や基金の柔軟な執行運用、研究開発と製造との間の次元の違いへの対応、各省庁が実施している成功事例について政府全体として共有していただくと、さらにもう１つの流れや動きが出てくると思うのでお願いしたい。また、各分野、産業分野ごとに受け取り方の差異があるかもしれない。この取組は産業全体を強化する策であり企業の主体性や自律性を前提としているという認識がしっかりとなされている場合もあるが、どちらかというと政府の救済策的なニュアン

スでまだ受け止められている場合があるように感じる。この取組は本来そういった救済策的なものではなく、あくまで企業の自主的・自律的な活動や努力を支援するものだという点を改めて強調することについても、今回のフォローアップの流れの中でやっていただければと思う。資料3の国自ら講ずる措置について、経済安全保障推進法第44条、第45条は究極の方策であるから、今回それを整理することについて賛成である。ただし、仮想ケース3において色々な要素が出てくるだろう。例えば、本来ならば黒字であるにもかかわらず事業を止めたいと思っている企業があるかもしれない、その企業を買収されることによってダメージが生じることもあり得る。基本指針改定案の中で「経済性その他の事情」ということが強調されているが、色々な事情があるということを前提として柔軟な対応をしていただくとよい。また、インテリジェンスをさらに高めるという点について賛成である。各分野において、どこが危ないとか、取引先で何か動きがあるとか、企業経営を他の方に継承したいというような動きがあるとか、色々な話が出てきた時に所管官庁を含めて情報共有し、しっかりとコミュニケーション、相談ができることがまずは重要である。それを含めた上で、このGOCOの措置を基本的に整備し、高めていただけるとよい。

- 経済安全保障に関して講演やパネルディスカッションを行う機会があるが、企業のBCPと経済安全保障のサプライチェーンの強靱化を混同したディスカッションを聞くことが多い。経済安全保障推進法については、もともと2019年から議論が始まって準備室ができ、2020年からディスカッションがあり4分野ができた。その一番根底にあるものは、特に経済的な威圧に対して耐えるだけの経済成長をすることである。特に自律性と不可欠性の確保について一番の根本にあるのが経済成長、それから国民の命、国家の安全であったが、ここにもう1つ、国民生活に重要な影響を与えるものが最近入ってきている。12の特定重要物資について、この大原則に結びつけた時にどう説明するかというと、救済策でもないし企業の産業政策でもない。この部分がどうしても皆さんの誤解の対象になってしまう。確かに国民生活に重要な影響を与えるとするとどこまでが重要かという非常に分かりづらいところがあって、段々と企業のBCPと、企業が自律的に持たなければならないサプライチェーンの強靱化と、国の立場からのサプライチェーンの強靱化が普通の人からは見分けがつかない形になってしまい、産業界の人たちと話をする時に曖昧になる。このため、なかなか経済安全保障推進法の意義が皆に浸透せず、本来は共感を得て産業界がもっと自発的にやらなければならないところが受け身になってしまうとか、これは自分たちには関係ないなとなってしまう。産業界も工夫していくので、政府の方でも12分野の基本となる原則は資料の頭に記載しておいてもよいのではないと思う。

<事務局からの回答>

- 資料3の国自ら講ずる措置について、特に発動要件についてお答えする。各委員からのほぼ共通した意見として、国による措置は抑制的に発動することを大前提としつつも、他方で必要な時には柔軟に発動できるようにすべきだという意見を多くいただいた。今回お示した基本指針改定案の趣旨は、総合的に判断するということが一番の柱となっており、その下に必要性、困難性、相当性及び有効性について書いている。各要件への該当性が認められる必要はあるが、それらを単純に足し上げるという趣旨ではなく、あくまで総合的に判断をするための視点として3つの要件があり、さらにそれらを細かく書き下したものである。なるべく柔軟性を確保できるようにする趣旨である。この基本指針を受けて、各物資所管官庁が各物資の取組方針の中で具体的な措置や要件についてさらに記載することとなるが、そこでもしっかり柔軟性が確保されるようにすべきと受け止めた。
- 迅速に発動できるように制度を整備すべきであるとのこと指摘やどのように情報収集するのかといった様々な指摘について、真摯に受けとめて取り組んでいきたい。特に、事業者自身が気づいていない場合については困難な課題ではあるが必要な課題であるため、インテリジェンス機能の強化という観点にも取り組んでいきたい。さらに、シナリオベースの発動要件についても普段から考えて作り込んでいくべきというご意見は、基本指針を受けてさらに各省庁とも連携して取組方針でしっかり具体化をしていくべきものと考えている。抑制的に発動するという観点からは、他の制度で補完できるものはGOCOの対象から除くことが大事である。もし買収されそうな事業が本当に儲かるものであれば官民ファンドで買収していただければよく、そういった他の施策では対応できないような場合に発動されるのがGOCOという認識である。
- 資料1のサプライチェーン強靱化の取組のフォローアップについて、中小企業関連の具体的なご質問をいただいた。現在106件の供給確保計画を認定しており、このうち、コンソーシアムを組んでいる場合も含めて中小企業が供給確保をする事業者として認定を受けている計画が36件あり、約3分の1の計画については中小企業が入っているということである。106件のうち、中小企業のみで供給確保計画の認定を受けているものが27件あり、約4分の1の計画については純粋に中小企業のみによるものということである。このように中小企業にも一定の割合でしっかりと参画いただいている。具体的な中小企業への周知方法の事例を紹介すると、永久磁石については企業数がそもそも限られており、所管官庁である経済産業省が個社にそれぞれヒアリングを行って基金事業の趣旨を丁寧に説明していると承知している。中小企業の参画率が高い分野として肥料が挙げられるが、基金の設置法人である肥料経済研究所の相談窓口において、肥料の安定供給確保を図ろうとしている事業者からの照会や相談に広く対応していると聞いている。さらに、中小企業の参加率が最も高いのは実は船舶の部品であるが、船

用工業の業界団体である一般社団法人日本舶用工業会の政策委員会において、周知を毎年実施していると認識している。その他の中小企業向けの取組として、物資によって中小企業向けには補助率を高めるという工夫をしている。具体的には、蓄電池とクラウドプログラムについては通常の補助率が3分の1であるが、中小企業に対しては2分の1の補助率としている。

- フォローアップとの関連で、各物資所管省庁に任せきりにすべきでないというご指摘については、内閣府自身としても事業者と関係省庁との取組をしっかりフォローしていきたい。さらに、この取組は救済措置ではなく経済安全保障としての取組だということをPRすべきというご指摘、経済安全保障の機運を高めるべきというご指摘、産業界への説明会を開いてはどうかというご指摘もいただいた。我々としてもまだ足りていないところもあると思うので、産業団体とも相談をして、基金の制度についての説明会などにも今後取り組んでいければと考えている。その他、この場で個別に返し切れていないコメントについても真摯に受けとめてさらなる制度の改善に取り組んでいきたい。
- 全体を通じて言葉を変えながらではあったが、共通した問題意識をご指摘いただいたと理解している。それは、サプライチェーン強靱化に限らず経済安全保障政策を進める際の要諦は、やはり対話やコミュニケーションだということである。官と民、内閣府や各物資所管省庁などそれぞれの立場の関係者が、きめ細かく常日頃から情報共有と対話を繰り返し行っていくことが大前提として重要だということを日々痛感しており、本日改めてそういった思いを強くしている。さらに、政策の考え方を繰り返ししっかりと世の中に対して発信し、それぞれの主体が自分ごととして経済安全保障を受けとめていただく努力をさらに強化しなければならない。そういった取組を我々自身としても評価していきたい。
- 来年は経済安全保障推進法の策定から3年目になり、法の措置・制度それぞれについての見直しの時期に入る。本日いただいたご意見とともに、今後、我々の部局としても、どういう措置のあり方が考えられるのかということを検討し、必要な対応をとっていきたい。

以上